

農業近代化資金

1 目的

農業近代化資金は、農協等の系統資金をはじめとする民間融資機関の資本を活用し、県等が利子補給を行う低利貸付資金です。借入者の負担軽減を行うことで、農業者が実施する経営改善を金融面からの支援を目的とし、昭和36年から運用されています。

2 融資機関

農協・信連・銀行・信用金庫・信用協同組合

3 貸付条件

資金別	融資対象	借入資格等	借入限度額	償還期限 (うち据置期間)	融資率	
個人 利用	認定農業者向け	農業経営改善計画に基づく、施設・機械の取得、農地等の改良・造成、果樹の植栽・育成、家畜の購入・育成、長期運転資金等	認定農業者	個人 1,800万円 法人 2億円	15年以内 (7年以内)	100%
	一般	認定農業者向けと同じ ただし、ほとんどの運転資金は対象外	認定農業者以外の担い手（認定新規就農者、目標地区に位置付けられた者及び継続的農地利用者等）			80%
	農業経営開始	認定農業者向けと同じ	新たに農業を始めようとする者で、他の農業制度資金の融資対象とならない者	個人 200万円 法人 1,000万円	7年以内 (2年以内)	
法人	集落営農組織	認定農業者向けと同じ	農業者の組織する団体	2億円	15年以内 (7年以内)	100%
	農業参入法人	認定農業者向けと同じ ただし、ほとんどの運転資金は対象外	新規農業参入法人で、2年間の農業経営の実績のない法人	1億5,000万円	15年以内 (7年以内)	80%
共同利用	一般	農業用建物や機械器具等の取得、診療施設、農事放送施設等の農村環境整備に必要な施設の取得等	農業者の組織する団体(農協等)	15億円	20年以内 (7年以内)	

4 根拠法令等

(1) 国の規定

農業近代化資金融通法(昭和36年11月30日法律第202号)
 農業近代化資金融通法施行令(昭和36年「11月10日政令第346号)
 農業近代化資金融通措置要綱(平成14年7月1日14経営第1747号)
 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通)

(2) 県の規定

農業近代化資金融通利子補給金交付要綱(平成25年12月19日25農振第416号)
 農業近代化資金融通運営要領(平成25年12月19日25農振第417号)
 農業近代化資金帳票作成要領(平成27年1月8日26農振第468号)